

税 理 士 法 人 和  
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F  
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
 東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F  
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

August, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 1. 平成27年9月から厚生年金保険料率が変わります

平成27年9月分(同年10月納付)から平成28年8月分(同年9月納付)までの厚生年金保険料率は、これまでの料率から0.354%引き上がり、以下のとおりとなります。

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行	平成27年9月分から
	17.474%	17.828%

## 2. 4月昇降給に係る随時改定該当者は7月分保険料( ) より、健康(介護)保険・厚生年金保険料が変わります

( )保険料を翌月控除としている場合は、8月給与控除分から変更となります。

4月の給与改定に伴う随時改定該当者(月額変更届提出の対象となる方)は、7月分の保険料より標準報酬月額が改定され、健康(介護)保険および厚生年金の保険料が変更となります。随時改定の対象となる方は、下記の図表の「固定的賃金」と「3か月の報酬の平均額」(2等級以上の差)の矢印の向きが同じ場合となります。また、変動月以降継続した3か月間のいずれの月も17日以上の出勤日数があることが必要となります。

報 酬	固 定 的 賃 金 (基本給、通勤手当など)	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非 固 定 的 賃 金 (残業代、日直手当など)	↑	↓	↓	↓	↑	↑
	3 か月の報酬の平均額 (2等級以上の差)	↑	↑	↓	↓	↓	↑
	月 額 変 更 (随時改定の有無)	○	○	×	○	○	×

### 3. マイナンバー対策として、今やるべきこととは？

以下2点の社内周知を徹底しておきましょう！



1. 平成 27 年 10 月以降に配布される通知カードは無くさないように、大切に保管しましょう。(簡易書留にて通知されます)
2. 通知カードは、住民票登録所在地に郵送されるため、実際のお住まいが住民票登録所在地と異なる方は、すみやかに住民票の異動手続きをしましょう。

### 4. 雇用保険の基本手当日額等が変わります

平成 27 年 8 月 1 日から雇用保険の「基本手当日額」、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額及び最低限度額等が変わります。

今回は、平成 26 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.07% 増加したことから、上限額が若干の引き上げになります。

厚生労働省ホームページ該当ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091786.html>

### 5. 夏の暑さ対策は万全ですか？労働時間削減で節電効果！

暑さ対策の一例・・・

- ・サマータイム制度の導入による始業終業時刻の繰上げ
  - ・ノー残業デーの実施
  - ・夏季休業、一斉休業の導入
- などにより、フロア・ビルの節電が可能になります！



暑さ対策を盛り込んだ就業規則を提案させていただきます！お気軽にお問い合わせください。

(文章担当:土田)

#### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. ネコがお肉屋さんに行って「これだけ下さい」と手(前足)でジェスチャーしました。

さて、お肉さんが持ってきたお肉の数は？？

先月のQ. アメリカは<D>、イタリアは<E>、韓国は<W>、では、日本は<?>

先月の答え: 日本は<Y> (それぞれ通貨を表しており、日本はY(円)だから)